

相談事例（57）

高齢者の金融商品被害

高齢者の金融商品被害が増えています。消費者庁でも情報提供をしています。当相談室に以下のような相談が寄せられました。

相談事例

長年取引をしていた信託銀行から「預金が満期になる。印鑑を持って銀行に来てください」と電話があった。出向いた先で案内された別室に若い男性が二人いた。その場で「満期になったお金で運用ができるよい商品がある」と4時間に渡り説明され、疲れ果てて契約してしまった。満期になったお金は2,000万円で、今まで何もしてやれなかったため、自分がなくなったあと子どもたちで分けてほしいという思いで預金していたお金だった。不安になり問い合わせたところ、すでに500万円が減っていた。今すぐ解約して支払ったお金2,000万円を返してほしい。（70歳代・女性）

相談概要

満期になったお金は2,000万円で、自分はこの2,000万円を子どもたちに均等に分けることだけが望みであると伝えていた。

二人の男性がいろいろ説明を始めたが、よくわからなかった。気がつくとも4時間もたっていて、頭がクラクラして、早く終わりたい。ここにサイン、ここにハンコと言われるままに、サインをしてハンコを押していた。

しばらくして、気になったので銀行の相談室に電話で問い合わせをしたところ、「この商品は豪ドルの外国債券である。今、解約すると1,500万円である」と言われびっくりした。長年付き合いのある銀行を信用していたので信じられない。さらに、預けている手数料が年2.98%、資産運用関係費として2.0%、合わせて3.18%が元金から差し引かれることもわかった。このままでは預けたお金は減るばかりである。短期間に500万円もなくなり、さらに毎年3.18%もの手数料のお金が引き落とされると知っていれば、申込みはしなかった。「自分は、あくまでも2,000万円のお金を子どもに残したいのだ」といいます。相談者はひとり暮らしです。短期間の間に大金が失われたことにショックを受けています。

処理概要

相談者には、契約に至った経緯を書面にして信託銀行、新たに豪ドルの債権を契約した系列の証券会社代表者当て、監督官庁である金融庁、消費者庁、証券取引等監視委員会に送付することを助言しました。その後の対応によっては法律相談も視野に入れるよう伝えました。結果については、まだ確認できていません。

金融商品取引法では第37条の3の規定により、「契約締結前」書面交付が義務付けられています。購入する商品のリスクや手数料が記載されています。相談者はこの書面を契約前に交付されたかは記憶していません。4時間もの長時間に渡る勧誘行為は問題です。さらに、高齢者が子どもに残したい、と希望を述べているにもかかわらず、為替による変動がある外

国債券を勧めることは「適合性の原則」に反します。

また、金融機関と系列の証券会社が情報を共有し預金者を呼び出して、リスクのある商品を販売することは大きな問題といえます。証券会社だけではなく、関係の保険会社が高額な一括払いの商品を販売する事例もあります。

消費者に対するこのような販売方法は以前から問題視されていましたがいまだに改善されないのは、監督官庁にも責任があるのではないのでしょうか。強力な消費者保護の体制を望みます。

相談室からアドバイス

事例のように、高齢者の金融商品被害が多発しています。低金利や年金への不安からうまい話に誘われがちですが、儲け話には十分注意が必要です。最近、仮想通貨での投資話が増えています。仮想通貨はあくまでも「仮想通貨」であり国が関与している通貨ではありません。

当相談室に寄せられた事案と、消費者庁の消費者への情報提供から事例をあげてみます。

- ・インターネットで見つけた「パルテノン方式」の仮想通貨に投資したが、お金が戻らない。
- ・「ロシアのダイヤを売る権利」に仮想通貨での投資話。
- ・「オーナー制度」と称する取引に関し、多額の支払い遅延を発生させている事案。後日、この事業者は破産宣告をした。
- ・「金と銀のプロジェクト」に参加するだけで毎日1万円収入の最低保証」などとうたい多額の金銭を支払わせる事業者に注意。
- ・「毎月最低30万円分のビットコインを受け続けることができる」などとうたい多額の現金を支払わせる事業者に注意。